

介護・看護状況申告書	〔市役所使用欄〕	支給認定証番号	受理日：

※ きょうだいがいる場合は、人数分の提出が必要です（すべて原本。写しの提出は不可）。

※ 介護・看護を行っている方が記入してください。

※ 本申告は、介護・看護者と、介護・看護を必要とする方が同住所の場合に対象となります。

和泉市長 宛

介護・看護状況申告書

		記入日	令和	年	月	日
保護(介護)者 氏 名	ふりがな	生年 月 日	(S / H)		児童 との 続柄	
			年	月	日	
保護者連絡先	TEL	住所				
児 童 氏 名		利用(第1希望)施設名		利 用 状 況		
ふりがな				在園中/入園(転園)申請中		
(H / R)		年 月 日生				

保育認定及び保育所・認定こども園などの利用調整にあたり介護・看護を行っている状況を下記のとおり申告します。

介護・看護を必要とする方の氏名	ふりがな	生年 月 日	(T / S / H / R)	申告者 との 続柄	
			年 月 日		
介護・看護を必要とする方の連絡先	TEL				
介護・看護を必要とする理由及び添付書類	☐ 身体障がい者手帳 種 級 ☐ 精神障がい者保健福祉手帳 級 [有効期限日] 令和 年 月 日迄 ☐ 療 育 手 帳 A B1 B2 [次期判定日] 令和 年 月 日 ☐ 介護保険認定 要支援〔1・2・3〕 要介護〔1・2・3・4・5〕 [認定有効期間] 令和 年 月 日迄 ☐ その他（診断書など）[疾病(診断)名：]				
介護・看護の状況及び申告者が介護にあたらなければならない理由	(具体的に記入)				
介護・看護の日数・時間	1日あたりの平均介護時間 1 日 時間	1週間あたりの平均介護日数 1 週間 日	1ヶ月あたりの平均介護時間 1 ヶ月 時間		
付添いをしている通院・通所施設名	例) 治療・診療のための通院施設名など				

※ 注意事項：この申告書は、保育認定及び保育所・認定こども園などの利用調整時の重要な資料となるため、事実のとおりにご記入ください。記入もれなどがある場合は、和泉市職員より問合せをすることがあります。また、上記証明書の内容について、介護等の実態を調査することがありますのでご了承ください。虚偽の記載を行った場合には利用申込及び利用、保育認定を取消す場合があります。

就学(予定)証明書 R3.9~	[市役所使用欄]	支給認定証番号	受理日:

○保護者記入欄		記入日	令和	年	月	日
就学(予定)	ふりがな	生 年	(S / H)		児 童	
保護者氏名		月 日	年	月	日	続 柄
保護者連絡先	TEL	住 所				
児 童 氏 名		利用(第1希望)施設名	利 用 状 況			
ふりがな			在園中/入園(転園)申請中			
(H / R) 年 月 日生						
※保育認定には1ヶ月あたり64時間以上の就学が必要です。 ※きょうだいがいる場合、人数分の提出が必要です。 (すべて原本。写しの提出は不可) ※毎日の授業内容・時間が確認できるカリキュラムの写し等を添付すること。 ※就学予定で提出した場合には、就学を開始した後に就学証明書の再提出が必要です。 ※記載事項確認のため就学先に問合せをする場合があります。		通学経路記入欄(交通手段は↓いずれかに○をつけてください)				
		1.[自宅]~[] 電車・バス・自転車・自動車・()				
		2.[]~[] 電車・バス・自転車・自動車・()				
		3.[]~[] 電車・バス・自転車・自動車・()				
		4.[]~[] 電車・バス・自転車・自動車・()				
		【通学時間(片道) 分】				
		*通学経路は、自宅～学校まで交通手段毎にご記入ください。				

和泉市長 宛

就 学 (予 定) 証 明 書

○学校記入欄

就学(予定)者氏名						
在学(予定)期間	(H / R) 年 月 日から R 年 月 日 (卒業・修了見込)					
在籍学部・学科等					学 年	
就 学 内 容						
通 学 日	※通学する日をすべて囲んでください 月 火 水 木 金 土 日					
授 業 時 間	平 日 : 時 分 から 時 分 その他 : 時 分 から 時 分				1日あたりの平均就学時間 (1 日 時間) 1ヶ月あたりの平均就学日数 (1 ヶ月 日) 1ヶ月あたりの平均就学時間 (1 ヶ月 時間)	
上記の者は、本校に在学 (していること ・ する予定) に相違ないことを証明する。 令和 年 月 日 学校所在地 学 校 名 代 表 者 名 電 話 番 号						

※ 注意事項 : この証明書は、保育認定及び保育所・認定こども園などの利用調整時の重要な資料となるため、事実のとおりにご記入ください。記入もれなどがある場合は、和泉市職員より問合せをすることがあります。虚偽の記載を行った場合には利用申込及び利用、保育認定を取消す場合があります。また、上記証明書の内容について、就学実態を調査することがあります。